

乙訓地域上水道事業経営健全化に向けての 府営水道のあり方についての提言

平成19年12月

京都府営水道事業経営懇談会

平成19年12月17日

京都府知事 山田啓二様

京都府営水道事業経営懇談会

座長 濱崎正規

乙訓地域上水道事業経営健全化に向けての府営水道のあり方についての提言

京都府営水道事業経営懇談会は、貴職から諮問を受けておりました乙訓地域上水道事業経営健全化に向けての府営水道のあり方について、慎重に審議を重ね、検証作業を行ってきましたが、その結果に基づき提言いたします。

つきましては、この提言の趣旨を十分に尊重され、府営水道事業の経営と施設整備をめぐる諸課題の解決に向けて、一層の御努力を払われることを希望いたします。

はじめに

京都府営水道事業経営懇談会（以下「懇談会」という。）は、平成19年9月11日に京都府知事から、「乙訓地域上水道事業経営健全化に向けての府営水道のあり方について」（以下「諮問A」という。）及び「3浄水場接続後の供給料金のあり方について」（以下「諮問B」という。）の2点について諮問を受け、当面、懇談会においては、諮問Aについて、まず審議を重ね、以下の提言をするに至った。

乙訓地域の上水道事業については、地盤沈下や地下水源への不安から、府、市、町民の長年の熱い要望の下に、平成12年に乙訓浄水場が給水を開始したという一連の経緯を踏まえることが必要である。

平成12年の給水開始以来、乙訓地域には安全な水が安定的に供給されてきたところであるが、平成19年に入り、乙訓浄水場から受水する2市1町の自治体において、水需要の動向や、水道事業会計の逼迫等に起因する諸問題が提起されてきていることは、このような経緯に鑑みたとき、懇談会としても、誠に憂慮に堪えないところである。

問題解決の方向性を見出すために、2市（向日市、長岡京市）及び府の3者で「上水道事業経営健全化検討会」が設置され、コスト削減方策を検討されるなど、受水市としての経営改善の取組に努めておられることに対しては、懇談会としては心から敬意を表するものである。

一方、大山崎町がこの検討会に参加されてこなかったということは、この乙訓浄水場を設けた趣旨からしても極めて残念なことである。

当懇談会は、このような乙訓地域の上水道事業を巡る最近の憂慮すべき状況について、十分認識を深めた上で、乙訓地域上水道事業経営健全化に向けての「諮問A」、すなわち府営水道のあり方について、真摯に討議を重ね、上記の問題に応えていく以下の結論を見出すことができた。

乙訓地域上水道事業経営健全化に向けての府営水道のあり方について

(1) 乙訓浄水場系供給料金について

乙訓浄水場の供給料金については、懇談会第6次提言において、平成16年度から21年度までを料金算定期間とし、基本料金を1立方メートルあたり89.6円（税抜き）が適当と判断したところである。

（注）

しかしながら、第6次提言で料金算定を行ってから以降、

- 1 日吉ダム割賦負担金の繰上償還が制度として認められるようになったこと。
- 2 水資源機構の民間資金借入分に係る利息に相当する日吉ダム第2次精算額が確定したこと。
- 3 公営企業金融公庫資金の借換の要件緩和により、資金の借換が可能になったこと。

等により、供給料金の算定基礎となる費用額の削減が図れることとなった。

府としては、このような新たに発生した状況を踏まえ、利率が高く、未償還額も大きい日吉ダムに係る割賦負担金を優先的に繰上償還するなど、積極的に費用額の削減に取り組み、その結果、第6次提言での供給料金の算定基礎となった費用額から約1億6,800万円が削減可能であると試算し、当懇談会の作業部会である小委員会においても、精緻に検証した結果、この試算が妥当であることが認められた。

本来、第6次提言では、乙訓浄水場系の供給料金の算定期間を平成21年度までと定めているところであるが、この間の乙訓地域の上水道事業経営の健全化に取り組む2市の主体的な経営努力の取組みを踏まえ、この削減見込額を乙訓浄水場系の供給料金の見直しのために活用することとした場合、平成20、21年度の2箇年で基本料金について5円程度の削減が可能と試算された。

また、現在、府営水道事業では、3浄水場接続事業をはじめ、宇治浄水場系の導水施設更新事業等、大規模事業が次々と進行しているところであり、今回、費用額の削減に向けた割賦負担金の繰上償還を行うに当たっても、内部留保資金を利用する基本を実施することとされている。仮に5円程度の料金引下げを実施したとしても、公営企業金融公庫資金や政府資金からの借入れ等の工夫もし、府営水道事業会計に大きな影響を与えることなく、水道事業が継続できる見通しであることが確認されたところである。

（2）乙訓浄水場系の基本水量を巡る問題について

上記のとおり、乙訓浄水場系の供給料金について、料金算定の基礎となる費用額の削減が見込まれることから、5円程度の引下げが可能であることを確認できた。

しかしながら、乙訓浄水場系の受水市町と府との関係を見ると、大山崎町から基本水量引下げの申出がなされており、府との間で平成19年度の基本水量についての協議が11月末にいたっても合意を得られていないことは、非常に憂慮される事態である。

水道事業は、施設建設等に係る投資が必要不可欠な事業であり、この点を踏まえ、受水市町は、安定的な給水体制を確保するためにも、短期的な視点で議論するのではなく、長期的な視点に立って水道事業を考える必要がある。

平成10年に締結した「京都府営水道乙訓浄水場（仮称）に係る施設整備等に関する協定書」（以下「協定書」という。）は、多大な施設建設等の投資について、十分な協議を行った結果、施設の規模や受水市町の負担について定めたものであり、受水市町はこうした歴史的な経過を尊重し、信義則に基づいて対応すべきものである。

このような原則を踏まえ、基本料金のあり方については、少なくとも当面は、乙訓浄水場の歴史的性格を確認し、その料金体系に沿って実施して

行かざるを得ない。

府は、平成19年度について、協定書を踏まえることが、府営水道経営の根幹に関わることでもあり、大山崎町に対して従来どおり協定書で合意した内容（基本水量は1日あたり7,300立方メートル）について、早期に意思表示をするべきである。

大山崎町は、平成19年度のこれまでの水道料金を支払う姿勢に立たれ、向日市、長岡京市及び府で設置し、推進してこられ、コスト削減のために主体的な努力をなされようとしている「上水道事業経営健全化検討会」に直ちに参画されるとともに議論を深められ、コスト削減の検討を始められることを要望する。

これらの状況から、供給料金の引下げの実施に当たっては、府は今後の大山崎町を巡る状況をよく確認しながら、大山崎町も含めた乙訓浄水場系の供給料金の引下げについて、具体的な検討を進められることを強く要望する。

一方、水道を取り巻く社会的な状況が変化している今日、3浄水場接続後の基本水量や基本料金等、府営水道の運営に関わる問題については、去る平成19年9月の京都府知事からの諮問B（「3浄水場接続後の供給料金のあり方について」）に基づき、懇談会として、今後、真摯に議論していきたいと考える。

（注）懇談会第6次提言では乙訓浄水場系の基本料金を税抜き89.6円、税込み94円と提言したが、その後の府の受水市町への支援策により、実際の基本料金は92円（税込み）と定められている。